

平成26年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果（概要版）

1 趣 旨

厚生労働省が「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき実施した「平成26年度における対応状況等の調査結果」のうち、山梨県の集計結果を公表する。

2 調査の概要

調査方法：養介護施設従事者等による虐待及び養護者による虐待について、市町村からの報告に基づき県全体を集計

調査対象：65歳以上の高齢者が被虐待者となった事例

対象期間：平成26年4月1日～平成27年3月31日

3 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報受理件数

相談・通報受理件数は、4件であり、虐待と判断された件数は1件であった。

表1 相談・通報受理件数

	H26年度	H25年度
相談・通報受理件数	4件	5件
虐待と判断された件数	1件	0件
被虐待者数	1人	0人

(2) 虐待と判断された事例

表2 市町村から県へ虐待の事実が認められたと報告があった事例

事 項	内 容
被虐待者の状況	(性別) 女性 1人
	(年齢階級) 85～89歳 1人
	(要介護度) 要介護3 1人
虐待を行った従事者の職種	介護職員
施設の種類の	特別養護老人ホーム
虐待の種別・類型	身体的虐待
市町村が行った措置	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等に対する指導 ・改善計画提出依頼 ・従事者等への注意・指導

4 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報受理件数

相談・通報受理件数は225件、虐待と判断された件数は117件であった。相談・通報受理件数は前年度より7件増加し、虐待と判断された件数は12件の減少であった。

表3 相談・通報受理件数

	H26年度	H25年度
相談・通報受理件数	225件	218件
虐待と判断された件数	117件	129件
被虐待者数	118人	134人

(2) 相談・通報者

「介護支援専門員」が34.3%と最も多く、次いで「被虐待者本人」が13.4%、「家族・親族」が9.4%、「当該市町村行政職員」が7.9%であった。

表4 相談・通報者(複数回答)

(単位:人)

	介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	計
H26年度	87 (34.3%)	17 (6.7%)	16 (6.3%)	9 (3.5%)	13 (5.1%)	34 (13.4%)	24 (9.4%)	4 (1.6%)	20 (7.9%)	15 (5.9%)	15 (5.9%)	254 (100%)
H25年度	85 (35.7%)	12 (5.0%)	15 (6.3%)	13 (5.5%)	23 (9.7%)	18 (7.6%)	39 (16.4%)	3 (1.3%)	16 (6.7%)	7 (2.9%)	7 (2.9%)	238 (100%)

(注) 1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は相談・通報受理件数225件と一致しない。

(3) 事実確認の状況

「事実確認調査を行った事例」は230件、「事実確認調査を行っていない事例」は1件であった。

「事実確認調査を行った事例」のうち、「立入調査以外の方法により事実確認調査を行った事例」は227件であり、その内訳は、「訪問調査により事実確認調査を行った事例」が168件、「関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例」が59件であった。

一方、「事実確認調査を行っていない事例」1件は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査を不要と判断した事例」であった。

なお、相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は、回答のあった127件では0日(即日)であり、相談・通報の受理から虐待確認までの期間の中央値については、回答のあった53件では4日であった。

表5 事実確認調査の状況

(単位：件)

	H26年度	H25年度
事実確認調査を行った事例	230(99.6%)	223(99.1%)
立入調査以外の方法により事実確認調査を行った事例	227(98.3%)	221(98.2%)
訪問調査により事実確認調査を行った事例	168	164
関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	59	57
立入調査により事実確認調査を行った事例	3(1.3%)	2(0.9%)
(立入調査のうち)警察が同行した事例	0	2
(立入調査のうち)警察に援助要請したが同行はなかった事例	0	0
(立入調査のうち)市町村が単独で実施した事例	3	0
事実確認調査を行っていない事例	1(0.4%)	2(0.9%)
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	1	2
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	0	0
計	231(100%)	225(100%)

(注) 事実確認の実施状況には、平成25年度に相談・通報があったもののうち、平成26年度に入って事実確認を行ったものが含まれるため、合計件数は平成26年度の相談・通報受理件数225件と一致しない。

表6 相談・通報の受理から事実確認開始までの期間

(単位：件)

	0日	1日	2日	3～6日	7～13日	14～20日	21～27日	28日以上	計
H26年度	68	18	7	11	9	2	3	9	127
H25年度	31	12	7	8	5	1	0	1	65

中央値 H26年度：0日(即日) H25年度：1日(翌日)

表7 相談・通報の受理から虐待確認までの期間

(単位：件)

	0日	1日	2日	3～6日	7～13日	14～20日	21～27日	28日以上	計
H26年度	19	3	2	9	4	3	3	10	53
H25年度	9	2	1	2	3	2	2	3	24

中央値 H26年度：4日、H25年度：2.5日

(4) 事実確認調査の結果

「事実確認調査を行った事例」230件のうち、市町村が「虐待を受けた又は受けたと思われる」と判断した事例(以下、「虐待判断事例」という。)は117件で、被虐待者は、118人であった。

(5) 虐待の発生要因

最も回答が多い要因は「虐待者の介護疲れ・介護ストレス」の38.7%、次いで「家庭における経済的困窮(経済的問題)」の27.4%、「虐待者の障害・疾病」の19.4%の順であった。

表8 虐待の発生要因（複数回答）

（単位：件）

要因	H26年度	H25年度
虐待者の障害・疾病	12(19.4%)	10(16.7%)
虐待者の介護疲れ・介護ストレス	24(38.7%)	21(35.0%)
家庭における経済的困窮（経済的問題）	17(27.4%)	18(30.0%)
家庭における被虐待高齢者と虐待者の虐待発生までの人間関係	10(16.1%)	3(5.0%)
被虐待高齢者の認知症の症状	8(12.9%)	12(20.0%)
虐待者の知識や情報の不足	5(8.1%)	1(1.7%)
虐待者の性格や人格（に基づく言動）	10(16.1%)	2(3.3%)
虐待者の精神状態が安定しない	2(3.2%)	0(0.0%)
家庭における養護者の他家族（虐待者以外）との関係の悪さほか家族関係の問題	1(1.6%)	1(1.7%)
虐待者の飲酒の影響	3(4.8%)	2(3.3%)
虐待者側のその他の要因	2(3.2%)	3(5.0%)
被虐待高齢者本人の性格や人格（に基づく言動）	1(1.6%)	0(0.0%)
虐待者の介護力の低下や不足	2(3.2%)	2(3.3%)
被虐待高齢者の精神障害（疑い含む）、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下	0(0.0%)	2(3.3%)
被虐待高齢者のその他の身体的自立度の低さ	4(6.5%)	4(6.7%)
被虐待高齢者が外部サービスの利用に抵抗感がある	2(3.2%)	0(0.0%)

（注）・H26年度：回答のあった62件の事例を集計（構成割合は62件に対するもの）

・H25年度：回答のあった60件の事例を集計（構成割合は60件に対するもの）

以下、虐待判断事例の総数117件（被虐待者数118人）を対象に、虐待の種別、被虐待者の状況及び虐待への対応策等について集計を行った。

（注）1件の事例に対し、被虐待者が複数となる事例があるため、虐待判断事例の総数117件に対する被虐待者数は118人となる。

（6）虐待の内容

ア 虐待の種別

「身体的虐待」が73.7%と最も多く、次いで「心理的虐待」が55.9%、「介護等放棄」と「経済的虐待」が22.0%であった。

表9 虐待の種別（複数回答）

（単位：人）

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
H26年度	87(73.7%)	26(22.0%)	66(55.9%)	2(1.7%)	26(22.0%)
H25年度	83(61.9%)	35(26.1%)	50(37.3%)	1(0.7%)	32(23.9%)

（注）1人の被虐待者に対し、複数の虐待の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数（H26:207人、H25:201人）は被虐待者の総数（H26:118人、H25:134人）と一致しない。なお、%は被虐待者数（H26:118人、H25:134人）に対する割合となっている。

イ 虐待の主な具体的内容

表 1 0 虐待の主な具体的内容

種別	主な具体的内容
身体的虐待	暴力的行為、乱暴な扱い、身体の拘束
介護等放棄	生活援助全般を行わない、水分・食事摂取の放任、希望・必要とする介護サービスの制限
心理的虐待	暴言・威圧・侮辱、脅迫、無視・訴えの否定や拒否
性的虐待	性行為の強要・性的暴力
経済的虐待	年金の取り上げ、必要な費用の不払い、預貯金・カード等の不当な使い込み

ウ 虐待の程度の深刻度

5段階評価で、「3 - 生命・身体・生活に著しい影響」が60.2%と最も多く、次いで「1 - 生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」が18.6%であった。一方、最も重い「5 - 生命・身体・生活に関する重大な危険」は10.2%を占めた。

表 1 1 虐待の程度の深刻度

(単位：人)

	1 - 生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等	2	3 - 生命・身体・生活に著しい影響	4	5 - 生命・身体・生活に関する重大な危険	計
H26年度	22(18.6%)	7(5.9%)	71(60.2%)	6(5.1%)	12(10.2%)	118(100%)
H25年度	31(23.1%)	18(13.4%)	51(38.1%)	16(12.0%)	18(13.4%)	134(100%)

(7) 被虐待高齢者の状況

ア 性別及び年齢

性別では、「女性」が71.2%、「男性」が28.8%と「女性」が被虐待高齢者の7割以上を占め、年齢階層別では、「80～84歳」が27.1%と最も多く、次いで「85～89歳」が22.0%、「75～79歳」が21.2%であった。被虐待者の87.3%が75歳以上であった。

表 1 2 被虐待者の性別 (単位：人)

	H26年度	H25年度
男性	34(28.8%)	28(20.9%)
女性	84(71.2%)	106(79.1%)
計	118(100%)	134(100%)

表 1 3 被虐待者の年齢階層

(単位：人)

	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85～89 歳	90 歳以上	不明	計
H26 年度	7(5.9%)	8(6.8%)	25(21.2%)	32(27.1%)	26(22.0%)	20(17.0%)	0(0%)	118(100%)
H25 年度	13(9.7%)	18(13.4%)	15(11.2%)	33(24.6%)	31(23.2%)	24(17.9%)	0(0%)	134(100%)

イ 要介護認定者数

「認定済」が67.8%で、全体の7割弱が介護保険認定済の状況であった。また、「未申請」は28.0%であった。

表 1 4 被虐待者の介護保険申請状況 (単位：人)

	H26 年度	H25 年度
未申請	33(28.0%)	29(21.7%)
申請中	2(1.7%)	5(3.7%)
認定済	80(67.8%)	95(70.9%)
認定非該当(自立)	3(2.5%)	5(3.7%)
不明	0(0%)	0(0%)
計	118(100%)	134(100%)

ウ 要介護状態区分、認知症日常生活自立度及び障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)

上記イ「被虐待者の介護保険申請状況」(表14)において、「認定済」であった80人を対象とした「要支援・要介護状態区分」は、「要介護3以上」が45.0%であった。また、介護保険認定済の者における認知症日常生活自立度は「自立度 以上」の者が77.5%、介護保険認定済の者における障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)は、寝たきり度A以上が77.5%であった。

表 1 5 介護保険認定済の者の要支援・要介護状態区分

(単位：人)

	H26 年度	H25 年度
要支援 1	3(3.8%)	2(2.1%)
要支援 2	8(10.0%)	7(7.3%)
要介護 1	11(13.7%)	20(21.1%)
要介護 2	22(27.5%)	20(21.1%)
要介護 3	14(17.5%)	21(22.1%)
要介護 4	8(10.0%)	19(20.0%)
要介護 5	14(17.5%)	6(6.3%)
不明	0(0%)	0(0%)
計	80(100%)	95(100%)
要介護 3 以上(再掲)	36(45.0%)	46(48.4%)

表 1 6 介護保険認定済の者の認知症日常生活自立度
(単位：人)

	H26 年度	H25 年度
自立又は認知症なし	5(6.2%)	2(2.1%)
認知症日常生活自立度	13(16.2%)	10(10.5%)
認知症日常生活自立度	33(41.2%)	34(35.8%)
認知症日常生活自立度	15(18.8%)	38(40.0%)
認知症日常生活自立度	13(16.3%)	10(10.5%)
認知症日常生活自立度M	1(1.3%)	1(1.1%)
認知症はあるが自立度不明	0(0.0%)	0(0.0%)
認知症の有無が不明	0(0.0%)	0(0.0%)
計	80(100%)	95(100%)
自立度 以上(再掲)	62(77.5%)	83(87.4%)

表 1 7 介護保険認定済の者の障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)
(単位：人)

	H26 年度	H25 年度
自立	0(0.0%)	3(3.2%)
日常生活自立度(寝たきり度)J	18(22.5%)	12(12.6%)
日常生活自立度(寝たきり度)A	32(40.0%)	42(44.2%)
日常生活自立度(寝たきり度)B	22(27.5%)	30(31.6%)
日常生活自立度(寝たきり度)C	8(10.0%)	8(8.4%)
不明	0(0.0%)	0(0.0%)
計	80(100%)	95(100%)
日常生活自立度(寝たきり度)A以上再掲	62(77.5%)	80(84.2%)

エ 介護保険サービス利用状況及び内容

介護保険認定済の者において、介護保険サービスを受けている人は86.2%であり、利用している(過去に利用していたものを含む)介護保険サービスの中では「デイサービス」が78.6%と最も多く、次いで「ショートステイ」が18.6%であった。

表 1 8 介護保険サービス利用状況

(単位：人)

	H26 年度	H25 年度
介護サービスを受けている	69(86.2%)	89(93.7%)
過去受けていたが判断時点では受けていない	1(1.3%)	1(1.0%)
過去も含め受けていない	10(12.5%)	5(5.3%)
不明	0(0.0%)	0(0.0%)
計	80(100%)	95(100%)

表 19 介護保険サービスの内容（複数回答）

（単位：件数）

	介護サービスを受けている	過去受けていたが判断時点では受けていない	合計
訪問介護	12(17.4%)	0	12(17.1%)
訪問入浴介護	0	0	0
訪問看護	5(7.2%)	0	5(7.1%)
訪問リハビリテーション	2(2.9%)	0	2(2.9%)
居宅療養管理・訪問診療	0	0	0
デイサービス	54(78.3%)	1(100.0%)	55(78.6%)
デイケア（通所リハ）	1(1.4%)	0	1(1.4%)
福祉用具貸与等	9(13.0%)	0	9(12.9%)
住宅改修	0	0	0
グループホーム	0	0	0
小規模多機能	2(2.9%)	0	2(2.9%)
ショートステイ	13(18.8%)	0	13(18.6%)
老人保健施設	1(1.4%)	0	1(1.4%)
特別養護老人ホーム	0	0	0
有料老人ホーム・特定施設	0	0	0
介護療養型医療施設	0	0	0
複合型サービス	0	0	0
その他	2(2.9%)	0	2(2.9%)
詳細不明・特定不能	0	0	0

（注）・一人の者が複数の介護保険サービスを受けることがあるため、合計した件数は、表 18 の「介護サービスを受けている」（69 人）及び「過去受けていたが判断時点では受けていない」（1 人）と一致しない。

・構成割合は表 18 の「介護サービスを受けている」（69 人）、「過去受けていたが判断時点では受けていない」（1 人）及び両者計（70 人）の人数に対するもの。

オ 介護保険サービスの利用状況と相談・通報者の関係

介護保険認定済みの者に対する虐待の相談・通報は、「介護支援専門員」が57.5%と最も多く、次いで「介護保険事業所職員」の12.5%であった。

表20 被虐待高齢者における介護保険サービスの利用状況と相談・通報者の関係（複数回答）
（単位：人、%）

介護保険サービスの利用状況		相談・通報者												
		介護支援専門員	介護保険事業所職員	介護保険従事者	医療機関知人	近隣住民	民生委員	本人	被虐待者	家族親族	自身	虐待者	行政職員	当該市町村
介護サービスを受けている	人数	44	10	5	0	5	3	3	0	2	2	4		
	割合(%)	63.8	14.5	7.2	0	7.2	4.3	4.3	0	2.9	2.9	5.8		
過去受けていたが判断時点では受けていない	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0		
	割合(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0	0		
過去も含め受けていない	人数	2	0	1	0	1	1	0	1	3	0	1		
	割合(%)	20.0	0	10.0	0	10.0	10.0	0	10.0	30.0	0	10.0		
合計	人数	46	10	6	0	6	4	3	1	7	2	5		
	割合(%)	57.5	12.5	7.5	0	7.5	5.0	3.8	1.3	8.8	2.5	6.3		

（注）・1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの者に重複して計上されるため、合計した人数は表18の各項目の人数と一致しない。
・構成割合は表18の各項目の人数及びその合計に対するもの。

カ 介護保険サービスの利用状況と分離保護対応の関係

介護保険認定済みの者における分離保護対応の関係は、「被虐待者と虐待者を分離していない事例」が61.2%と最も多く、次いで「被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例」が31.2%であった。

表21 被虐待高齢者における介護保険サービスの利用状況と分離保護対応の関係
（単位：人、%）

介護保険サービスの利用状況		分離保護対応状況					合計
		被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	被虐待者と虐待者を分離していない事例	現在対応について検討・調整中の事例	虐待判断時点で既に分離状態の事例	その他	
介護サービスを受けている	人数	19	44	0	5	1	69
	割合(%)	27.5	63.8	0	7.2	1.5	100.0
過去受けていたが判断時点では受けていない	人数	0	1	0	0	0	1
	割合(%)	0	100.0	0	0	0	100.0
過去も含め受けていない	人数	6	4	0	0	0	10
	割合(%)	60.0	40.0	0	0	0	100.0
合計	人数	25	49	0	5	1	80
	割合(%)	31.2	61.2	0	6.3	1.3	100.0

キ 介護保険サービスの利用状況と虐待の深刻度の関係

介護保険認定済みの者に対する虐待の深刻度は、「深刻度3」が57.5%と最も多く、次いで「深刻度1」が23.8%となっている。

表22 被虐待高齢者における介護保険サービスの利用状況と虐待の深刻度の関係

(単位：人、%)

介護保険サービスの利用状況		虐待の深刻度					合計
		深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5	
介護サービスを受けている	人数	18	5	37	3	6	69
	割合(%)	26.1	7.3	53.6	4.3	8.7	100.0
過去受けていたが判断時点では受けていない	人数	0	0	1	0	0	1
	割合(%)	0	0	100	0	0	100.0
過去も含め受けていない	人数	1	0	8	0	1	10
	割合(%)	10.0	0	80.0	0	10.0	100.0
合計	人数	19	5	46	3	7	80
	割合(%)	23.8	6.3	57.5	3.7	8.7	100.0

ク 虐待者との同居・別居

「虐待者とのみ同居」が48.3%と最も多く、次いで「虐待者及び他家族と同居」が39.0%と、87.9%が虐待者と同居であった。

表23 被虐待者における虐待者との同居の有無

(単位：人)

	虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	計
H26年度	57(48.3%)	46(39.0%)	14(11.9%)	1(0.8%)	118(100%)
H25年度	58(43.3%)	58(43.3%)	15(11.2%)	3(2.2%)	134(100%)

ケ 家族形態

「未婚の子と同居」が30.5%と最も多く、次いで「夫婦のみ世帯」が16.9%であった。

表24 家族形態

(単位：人)

	単独世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	子夫婦と同居	その他	計
H26年度	10(8.5%)	20(16.9%)	36(30.5%)	16(13.6%)	19(16.1%)	17(14.4%)	118(100%)
H25年度	8(6.0%)	22(16.4%)	38(28.4%)	23(17.2%)	27(20.1%)	16(11.9%)	134(100%)

(注)「未婚の子」は配偶者がいたことのない子を指す。

コ 虐待者との関係

被虐待者からみた虐待者の続柄は、「息子」が39.1%と最も多く、次いで「娘」の21.9%、「夫」の18.0%の順であった。

表25 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄（複数回答）

（単位：人）

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	計
H26年度	23 (18.0%)	6 (4.7%)	50 (39.1%)	28 (21.9%)	8 (6.3%)	3 (2.3%)	3 (2.3%)	3 (2.3%)	4 (3.1%)	128 (100%)
H25年度	23 (15.3%)	6 (4.0%)	70 (46.7%)	17 (11.3%)	11 (7.4%)	3 (2.0%)	0 (0%)	6 (4.0%)	14 (9.3%)	150 (100%)

（注）1件の事例に対し、複数の者から虐待を受けていた場合は、重複して計上されているため、虐待と判断された件数（H26:117件、H25:129件）及び被虐待者数（H26:118人、H25:134人）と一致しない。

サ 虐待者の年齢

虐待者の年齢階級は、「50～59歳」が28.9%と最も多く、次いで「40～49歳」が18.7%、「60～64歳」が17.2%の順であった。

表26 虐待者の年齢

（単位：人）

	40歳未満	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	計
H26年度	5 (3.9%)	24 (18.7%)	37 (28.9%)	22 (17.2%)	11 (8.6%)	6 (4.7%)	9 (7.0%)	7 (5.5%)	6 (4.7%)	0 (0.0%)	1 (0.8%)	128 (100%)
H25年度	19 (12.7%)	30 (20.0%)	30 (20.0%)	19 (12.7%)	14 (9.3%)	7 (4.7%)	9 (6.0%)	7 (4.7%)	4 (2.6%)	2 (1.3%)	9 (6.0%)	150 (100%)

(8) 虐待への対応策について

ア 分離の有無

虐待の対応策については、「被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例」が34.0%であった。また、「被虐待者と虐待者を分離していない事例」は56.4%であった。

表27 分離の有無 (単位：人)

	H26年度	H25年度
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	50(34.0%)	59(33.8%)
被虐待者と虐待者を分離していない事例	83(56.4%)	112(64.0%)
現在対応について検討・調整中の事例	0(0.0%)	2(1.1%)
虐待判断時点で既に分離状態の事例(別居、入院、入所等)	12(8.2%)	-
その他	2(1.4%)	2(1.1%)
計	147(100%)	175(100%)

- (注)・平成26年度の虐待への対応には、平成25年度の虐待判断事例のうち、平成26年度に入って対応を行ったものを含むため、合計人数147人は平成26年度の虐待判断事例における被虐待者数118人と一致しない。
- ・平成25年度の虐待への対応には、平成24年度の虐待判断事例のうち、平成25年度に入って対応を行ったものを含むため、合計人数175人は平成25年度の虐待判断事例における被虐待者数134人と一致しない。

イ 分離を行った事例の対応

分離を行った事例における対応は、「契約による介護保険サービスの利用」が36.0%と最も多く、次いで「緊急一時保護」が20.0%の順であった。

表28 分離を行った事例の対応の内訳 (単位：人)

	H26年度	H25年度
契約による介護保険サービスの利用	18(36.0%)	21(35.6%)
やむを得ない事由等による措置	7(14.0%)	6(10.2%)
(上記のうち)面会の制限を行った事例	5	3
緊急一時保護	10(20.0%)	12(20.3%)
医療機関への一時入院	5(10.0%)	8(13.6%)
上記以外の住まい・施設等の利用	7(14.0%)	-
虐待者を高齢者から分離(転居等)	3(6.0%)	-
その他	0(0.0%)	12(20.3%)
計	50(100%)	59(100%)

ウ 分離していない事例の対応の内訳

分離していない事例の対応は、「養護者に対する助言・指導」が65.1%と最も多く、次いで、「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が32.5%であった。

表29 分離していない事例の対応（複数回答） (単位：件)

	H26年度	H25年度
経過観察（見守り）	15(18.1%)	11(9.8%)
養護者に対する助言・指導	54(65.1%)	73(65.2%)
養護者自身が介護負担軽減のための事業に参加	4(4.8%)	3(2.7%)
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	15(18.1%)	11(9.8%)
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	27(32.5%)	43(38.4%)
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	6(7.2%)	9(8.0%)
その他	12(14.5%)	31(27.7%)

(注) 構成割合は、分離していない事例における被虐待者（H26:83人、H25:112人）に対するもの。

エ 権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応として、成年後見制度は、「利用開始済」が5人、「利用手続き中」が3人であり、これらを合わせた8人のうち市町村長申立の事例は6人であった。また、日常生活自立支援事業の利用は6人であった。

表30 権利擁護に関する対応 (単位：人)

	H26年度	H25年度
成年後見制度利用開始済	5	11
成年後見制度利用手続き中	3	1
上記のうち市町村長申立の事例	6	8
日常生活自立支援事業の利用	6	7

(9) 虐待等による死亡事例

「介護している親族による、介護をめぐって発生した事例で、被介護者が65歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例」は、本県ではなかった。

【参考 用語解説】

「養介護施設従事者等」とは

- ・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養護者」とは

- ・「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。